

# 営業秘密保護の話

～それ、話しちゃって、ヤバくね？

---

平成29年3月3日

弁理士・弁護士 加藤光宏



特許法律事務所 樹樹  
Patent and Law Firm JuJu



〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目9番16号 丸の内YSビル 5F-B  
TEL 052-212-8100 / FAX 052-212-8111

# 自己紹介

## 略歴

- 昭和63年 3月 京都大学工学部航空工学科卒業
- 昭和63年 4月 川崎重工業株式会社航空宇宙事業本部
- 平成 9年 1月 弁理士登録
- 平成16年 4月 名古屋大学法科大学院入学
- 平成21年12月 弁護士登録、弁理士再登録、特許法律事務所 源 開設
- 平成23年12月 特許法律事務所 樹樹 開設

## 役職等

- 2014年 日本弁理士会東海支部 知的財産制度推進委員会 委員長  
東南アジア委員会 副委員長
- 愛知県弁護士会 情報問題対策委員会 副委員長
- 2015年 日本弁理士会東海支部 知的財産権支援委員会 副委員長
- 愛知県弁護士会 情報問題対策委員会 副委員長
- 2016年 日本弁理士会東海支部 副支部長
- 愛知県弁護士会 情報問題対策委員会 副委員長

## 営業秘密漏えい事件～新日鐵事件

対象となる技術：方向性電磁鋼板(トランスに必須な鉄心要材料)

1987年～2008年

日本人従業員(4名)がPOSCO(韓国)に技術情報を不正に開示(産業スパイ行為)

2007年10月

POSCO社員逮捕(方向性電磁鋼板に関する営業秘密を約550万ドルで中国の宝山鉄工会社に売り渡した罪)  
同社員は、「売却したのは、POSCOが不正に入手した新日鐵の技術情報である」として無罪を主張(事件の発覚)

2012年4月19日

新日鐵住金株式会社が株式会社ポスコ(韓国)を提訴  
不正競争防止法違反により製品の製造、販売の差し止めおよび986億円の損害賠償請求

2015年9月

新日鐵住金株式会社は株式会社ポスコ(韓国)と300億円で和解  
2000年に締結した戦略的提携契約は維持・更新  
漏えい者に対する訴訟は継続

## 営業秘密漏えい事件～東芝フラッシュメモリ事件

2003年 漏えい者、サンディスクに入社

2007年4月～2008年5月

東芝四日市工場で勤務

東芝のコンピュータにアクセスし、NAND型フラッシュメモリの研究データのコピーを無断でUSBメモリーにコピー

2008年7月頃

漏えい者、**転職先のSKハイニックス(韓国)に研究データを提供**

2014年3月

漏えい者を逮捕

東芝がSKハイニックスに民事訴訟提起(1000億円請求)

2014年12月 東芝とSKハイニックスの間で331億円で和解成立

2015年 9月 漏えい者に懲役5年及び罰金300万円の判決

## 営業秘密漏えい事件～日本ペイント事件

2013年1月

漏えい者(日本ペイント取締役)が、日本ペイントが開発した塗料「水性ケンエース」のデータを印刷し、USBメモリに複製

2013年3月

日本ペイントを退社し、菊水化学に転職

2013年4月

「水性ケンエース」のデータを菊水化学工業に伝え、塗料2製品を開発、「水性ケンエース」よりも廉価で販売

2016年2月16日

漏えい者、不正競争防止法違反で逮捕

2016年6月

菊水化学工業は、塗料2製品の販売を中止

# 営業秘密漏えい事件～NEXCO中日本事件

- NEXCO中日本は、施工管理業務を(株)片平エンジニアリングに委託していた
- 片平エンジニアリングの社員が、NEXCO中日本の発注工事の設計金額に関する情報を工事会社((株)ゼンテック)に漏えい
- (株)ゼンテックは、入手した情報を利用してNEXCO中日本の工事を落札

2016年3月,5月  
NEXCO中日本が神奈川県警  
に告訴状提出

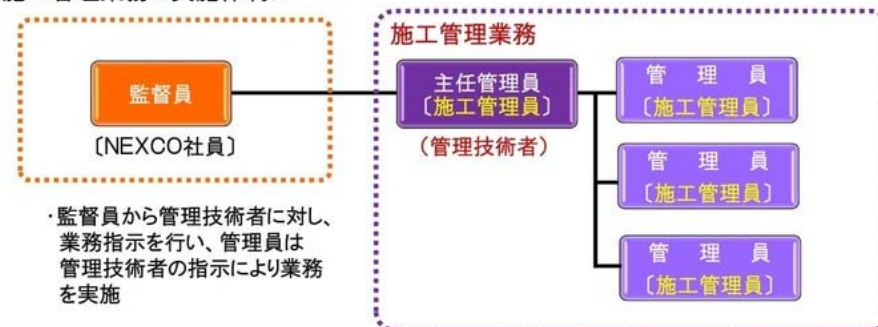
2016年11月2日  
漏えい社員が  
不正競争防止法違反で  
略式起訴(罰金刑)

## 施工管理業務の概要

施工管理業務とは、工事発注準備及び工事施工段階における監督業務の補助を行う外注業務であり、当該業務を受注した会社が配置し業務に従事するものを施工管理員といいます。

発注準備 : 設計図面、発注数量、積算のための資料のとりまとめ  
監督業務 : 工事の施工状況確認のための現場立会及び検査

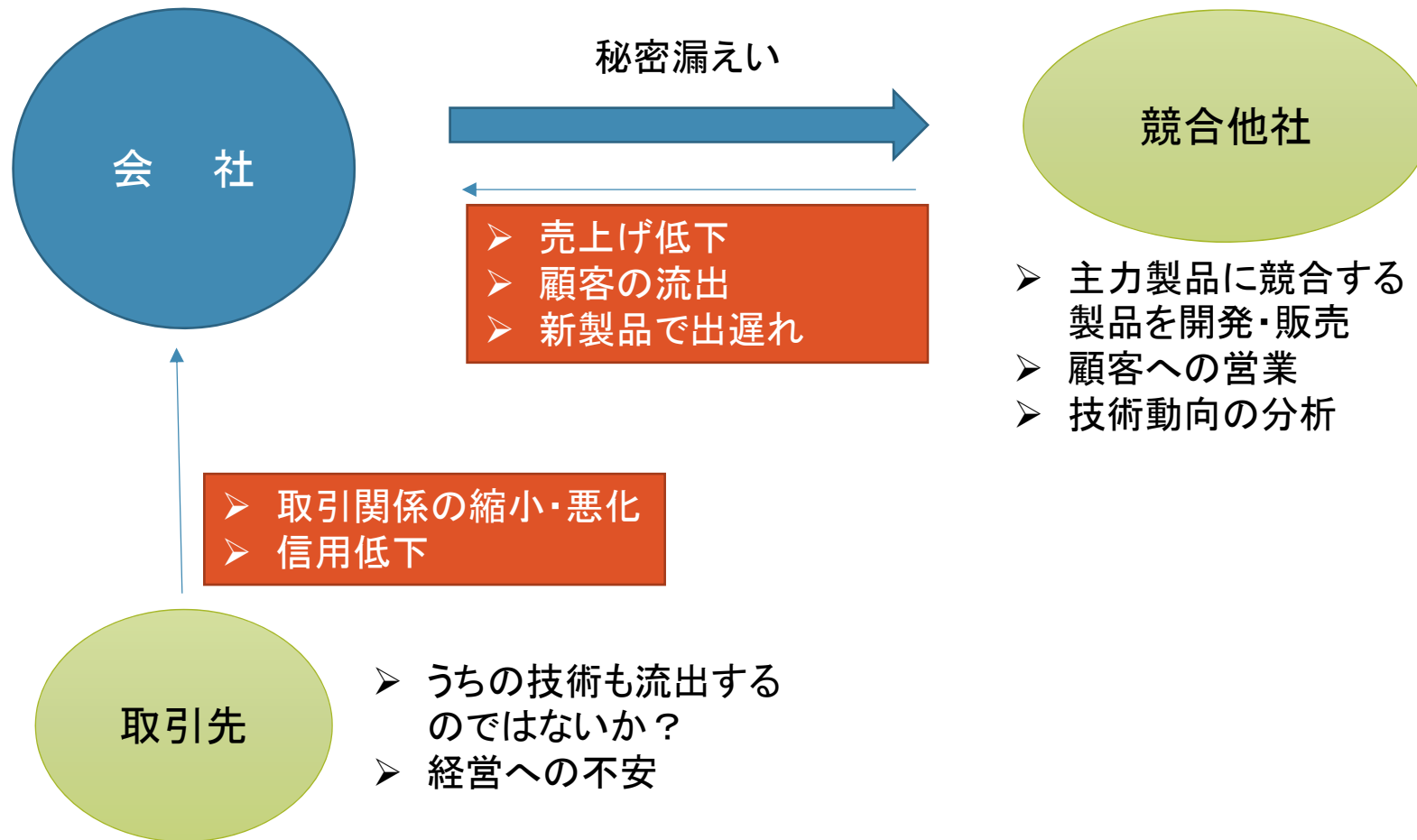
<施工管理業務の実施体制>



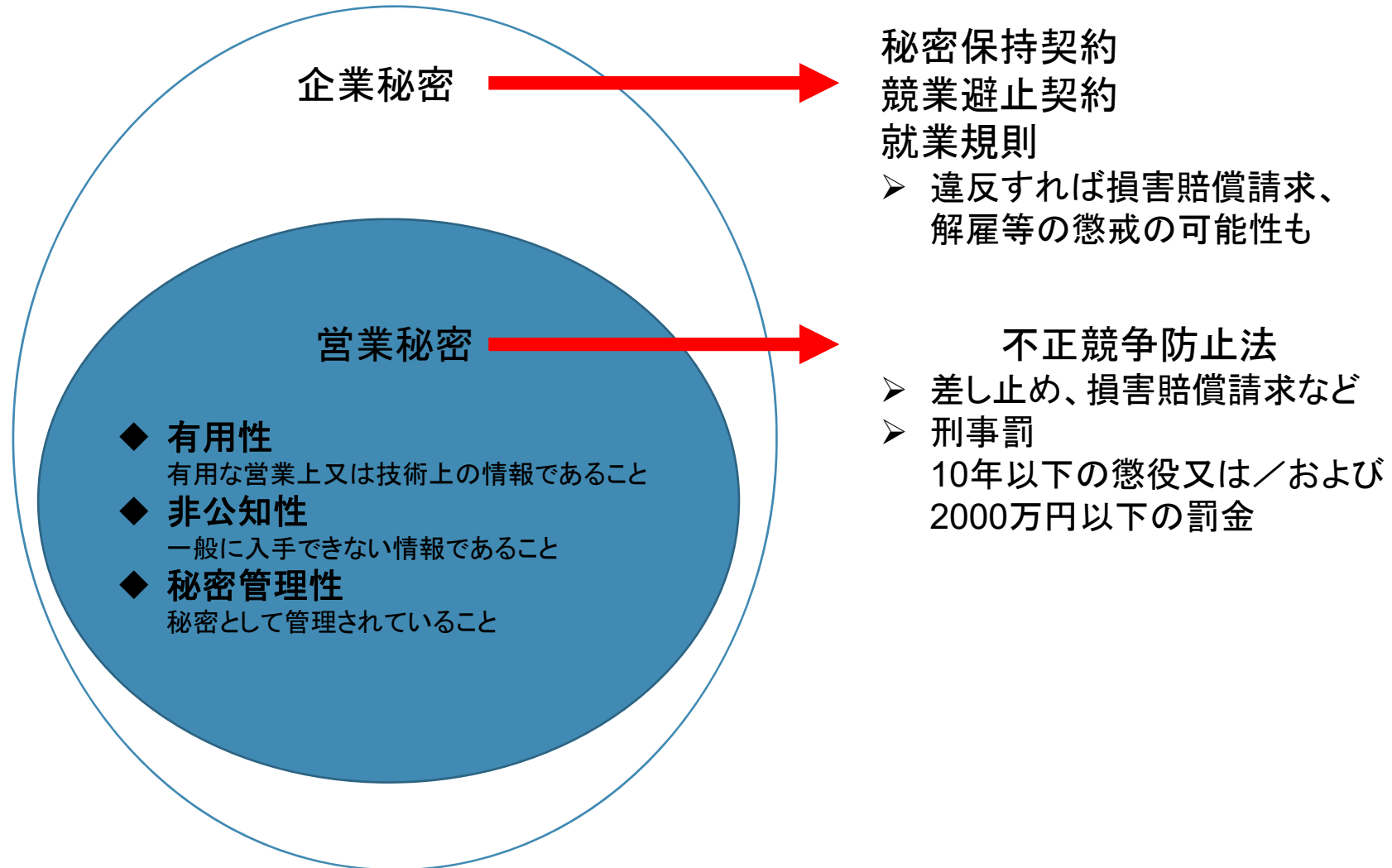
Response.

NEXCO中日本HPより<http://response.jp/article/2016/11/04/284846.html>

# 秘密の漏えいによる影響

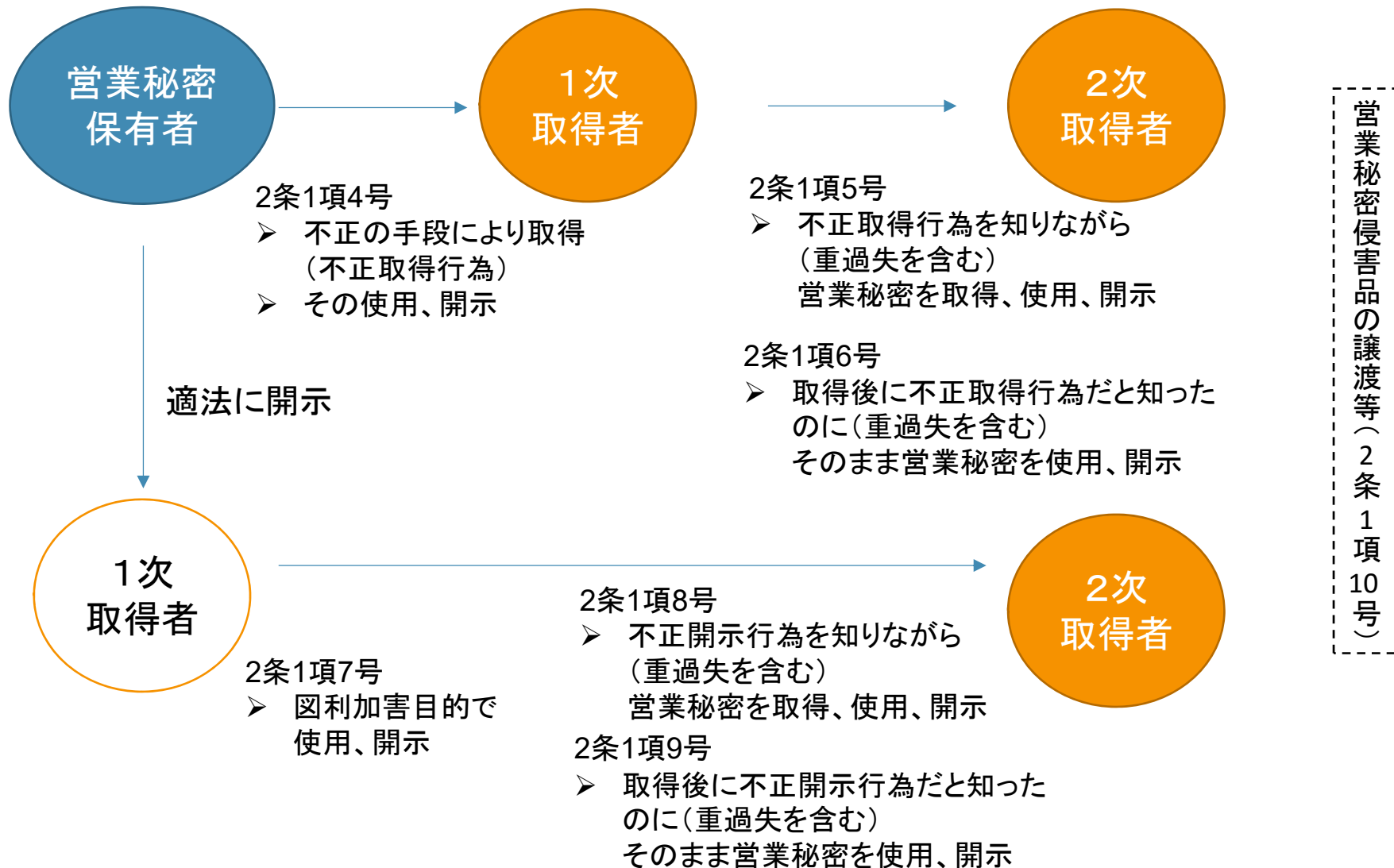


# 秘密流出に対する法的措置



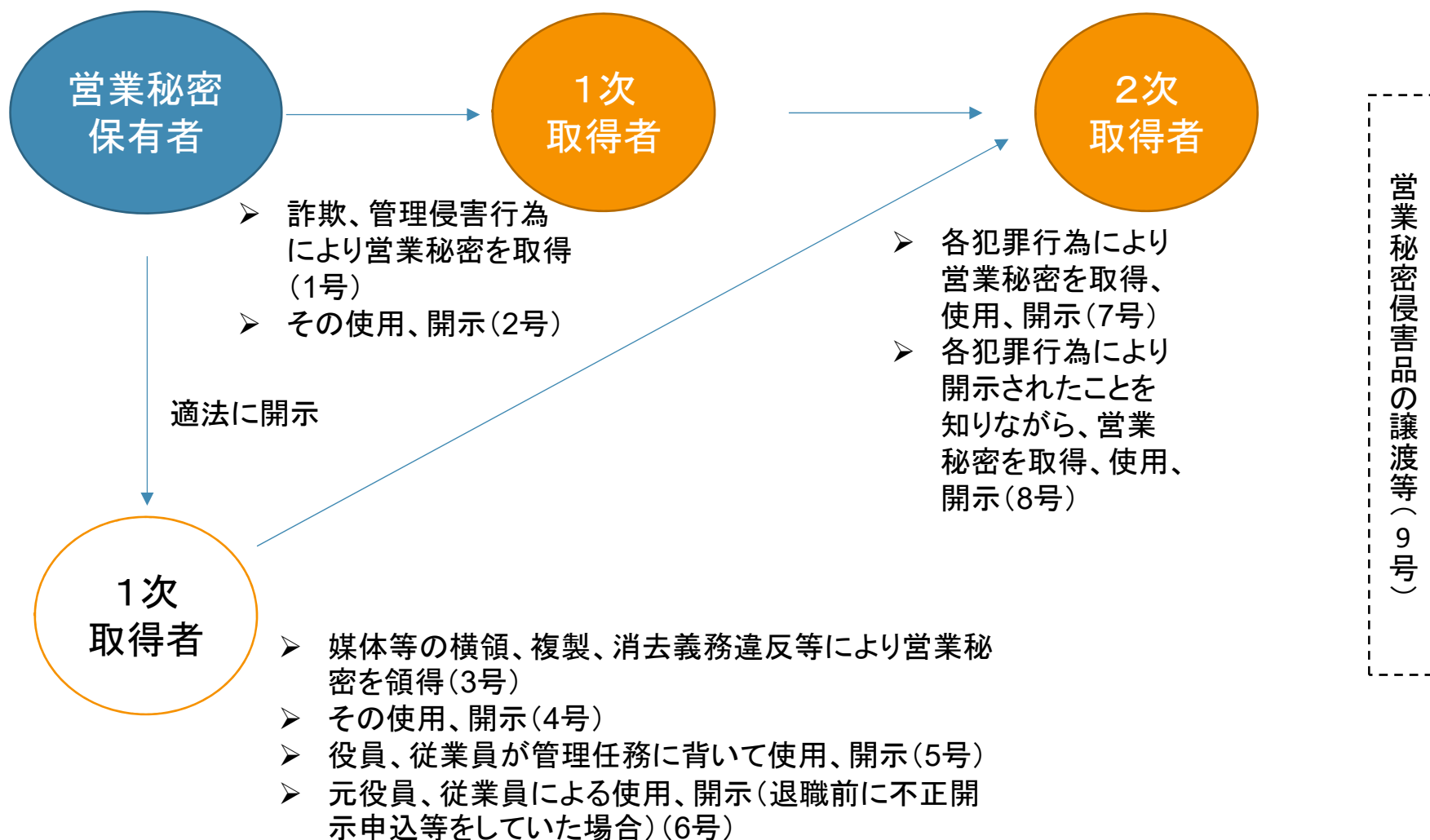


# 営業秘密に関する不正競争行為(不競法2条1項4~10号)



# 営業秘密侵害罪(不競法21条1項)

いずれの行為も図利加害目的が要件



## 秘密の管理

- ◆ 秘密情報と一般情報を区分
- ◆ 秘密情報であることが認識できる状態にする
- ◆ 情報の活用と管理のバランスを考慮(情報の内容に応じたメリハリ)
- ◆ 形骸化に注意

情報の媒体	管理方法
紙	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 書類、ファイルなどに「マル秘」表示</li><li>➤ 鍵付きロッカーに保管</li><li>➤ コピー、スキャンの禁止</li></ul>
電子媒体	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 媒体(USBメモリ、CD-ROM)などに「マル秘」表示</li><li>➤ 電子ファイルのファイル名に「マル秘」などを表示</li><li>➤ パスワードの設定</li></ul>
物件 (製造機械や金型等、その物 自体が営業秘密と言える場 合)	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 物件のある場所への「無断持出禁止」「写真撮影 禁止」などの表示</li><li>➤ 営業秘密に関する物件リストを作成し、そのリス トに「マル秘」表示</li></ul>
その他(技能、ノウハウなど)	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 営業秘密のリスト化</li></ul>

## 問題となる行為

### アクセス

- ◆ アクセスが禁止されている情報や、立入禁止とされている場所にアクセスする
- ◆ パスワードをアクセス権限のない者に知らせる
- ◆ 「マル秘」とされた情報をアクセス権限のない者に閲覧させたり、貸与する

### 取得

- ◆ 「マル秘」とされた情報をコピー、撮影、送信等する
- ◆ 私物のUSBメモリなどをパソコンに接続する
- ◆ 私物のスマートフォン、デジタルカメラ等を持ち込む
- ◆ 「マル秘」とされた情報を部外に持ち出す

### 漏えい

- ◆ 秘密という認識のない取扱をする  
(ファイル等を無造作に放置、マル秘情報を記載した裏紙の使用、PCの画面を表示させたまま離席など)
- ◆ 「マル秘」情報を安易に第三者(取引先を含む)に開示
- ◆ 故意に第三者に漏えい、退職後の流用

## 情報開示のためのステップ

### ◆ 取引先や社内の関係者に秘密を開示する場合、次の手順が必要

開示して良い相手か？



- ◆ 社内の者だからといって情報のアクセス権限があるとは限らない
- ◆ 取引先だからといって、秘密保持契約が締結されているとは限らない
- ◆ 取引先の開示相手が秘密保持義務があるとは限らない
- ◆ 相手の秘密管理の能力、姿勢など信頼できる相手か否かの評価も必要

開示権限があるか？



- ◆ 自分に開示権限があるか判断する(安易に業務上、開示が必要という判断はしない)
- ◆ 開示権限がない場合には、責任者の許可を得る

開示内容の制限

- ◆ 開示する情報は必要最小限に厳選する
- ◆ 秘密情報である旨、明確に伝える
- ◆ 取引先企業においてもアクセス者を限定してもらう

## まとめ

- ◆秘密の漏えいは、会社にとっても、個人にとっても損失
- ◆漏えいすると、損害賠償請求を受け、刑事罰を受けることもある
- ◆秘密に対する意識向上、秘密の管理が重要
- ◆秘密を護るのは、従業員1人1人の責務